

第7回 豊岡市公営企業審議会 議事録（要旨）

開催日時 2021年9月7日（火） 13時30分から15時00分まで
開催場所 市役所本庁舎 大会議室
出席した委員 山口会長、坂本副会長、作花委員、都築委員、長坂委員、
長田委員、勾田委員、宮下委員、米田委員
欠席した委員 井垣委員
事務局 河本上下水道部長
水道課 谷垣課長、和田参事兼課長補佐、西田水道経理係長
下水道課 榎本課長、堀田参事兼施設係長、松岡課長補佐、
山本下水道経理係長
傍聴者 2名
司会進行 事務局、会長

1 開 会（13時30分）

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

会長から委員名簿順に従い、長田委員と勾田委員を指名。

4 議 事

(1) 今後の水道料金・下水道使用料のあり方について《料金等改定の検討》

会 長：前回の会議では、基本料金は、すべての口径で、ほぼ同じ改定率で値上げしたらどうかということになった。従量料金は、少量使用者も大量使用者も同じような負担となるように、水量の少ない区分の単価を引き上げるということだが、1 m³から10 m³までの区分と11 m³から20 m³までの区分の単価差が大きいので、もう少し縮めてみてはどうかということになった。その審議を受けて、今回、事務局から案が提出されるので、ご意見をいただきたい。

水道課から「総括原価の配賦」について、資料に基づき説明。

(質疑)

会 長：基本料金は各口径一律の値上げ、従量料金は大量配慮（小）のパターンとして、1 m³から10 m³までの区分と11 m³から20 m³までの区分の単価の差を小さくしたパターンを3つ提案していただいた。料金がどのように計算されていくのか、分かりにくいという指摘があり、資料6頁に料金の計算方法を示していただいた。例えば、使用水量

が15³の時は、まず基本料金が1,056円。次に1³から10³までの区分が77円で、それに10³を掛けて770円。残り5³は、11³から20³までの143円が適用されて、143円掛ける5³で715円。この1,056円と770円と715円を足して2,541円となり、これが料金になる。使用水量が増えていくと、同じような加算のされ方をする。多く使う方についても、少ない水量の区分の値上げ分を負担してもらう計算方法になっている。資料7頁で、これまでの従量料金区分の3パターンに1³から10³と11³から20³を一区分にしたパターンが加わった。従量料金をどうするのが課題で、現行の1³から10³までの66円と11³から20³までの132円の差があまりにも大き過ぎるので、ここをもう少しならかにするパターンを考えていただいた。この案について、何かご質問、ご意見があれば伺いたい。

会 長：(なかなか意見が出ないので) 資料7頁で、もう少し説明を加えたい。資料の一番下に記載がある「逡増度」という数字を見ていただきたい。現行の従量料金について、一番水量の少ない区分の66円から徐々に増加して行って、最後220円になっている。その増加率を計算すると、3.33倍になる。使用水量の少ない人は単価を低くして、たくさん使う人は単価を高くするという体系の中で、この倍率が高くなればなるほど小さい数字から大きい数字に幅が広がる。この数値が大きいと、(同じように) 水を使っているのに(割合的に)あまり払わなくていい人とたくさん払わないといけない人が出てくる。これをもう少しならかにする必要があるのではないかというのが今回の議論である。今回の案を見ると、2.86であるものが、最小の区分を82.5円にすると2.67、88円にすると2.50、1³から10³までの区分と11³から20³までの区分を合わせて一つの区分とすると104.5円となり、2.11になる。たくさん使った人とあまり使っていない人の負担感をどのように調整していくのか、同じぐらいの負担感でいきたい。この数値が高いと、「私たちばかりで負担している」となり、低すぎると、「あまり使っていないのに、たくさん負担させて」となる。この数値をどのあたりにしていくのか。ご意見、ご質問があれば伺いたい。

会 長：(意見が出ず) 議論しにくいところだが、現行の3.33は高すぎる。せめて、もう少し数値を低くするような形でいったらどうか。審議会として答申の中に盛り込んでいきたいがよろしいか。

事務局：先に答申の説明をさせていただく方がよろしいか。

会 長：それをお願いしたい。説明いただいてから、こここのところに戻って議論いただきたい。

水道課から「答申」について、資料に基づき説明。

(質疑)

会 長：審議会としては、今後の将来の水道料金のあり方を考える上で、このようにした方がいいという提案をする。あとは議会と市長で政策判断をしていただく。将来の豊岡の水道のあり方を考えた時に、料金設定等の考え方をこのように取り入れた方がいいのではないかと、いうことを市長に答申として提案する。審議会で決めたものが拘束力を持つということではなくて、水道料金を決めていく上での議論のベースとしてもらう。現実的な問題、政治的な問題など、いろいろな問題が出てきて、それらを踏まえて、最終的にこうしていかないといけないということで決まってくる。どのような将来像を描いてどうしたらいいのかということをも市長に提案し、市長が責任をもって方針を決め、市議会と議論いただく。皆さんからご意見をいただいて、方向性を決めたい。ご意見、考え方に関するご質問があればいただきたい。

委 員：2010年と2015年の2回、答申を出しているが、水道料金と下水道使用料が交互に値上げされており、5年毎の見直しが相応しいと書いている。例えば2010年の答申では、「一方では老朽化した施設整備等の経費の増加もあって、経営悪化に陥っている」しかも、「長期的見通しの下で社会情勢の変化に対応できる料金体系の見直しが必要である」と書いている。果たして、5年毎でいいのかということ疑問に感じた。今回の答申案について、先ほどの説明では、「過度な借金により将来の世代に負担を先送りしない」あるいは、「将来の世代への負担の先送りを出来るだけ少なくする」とある。5年のスパンで考えるのではなく、水道管や施設、設備など、当然何十年後には取り替えが必要となる。今後は、それらを見越して値上げされるべきだと思う。したがって、答申案の「さらに過度な借金により将来の世代に負担を先送りしない」や、「将来の世代への負担の先送りを出来るだけ少なくする」というのは、もう少し全面的に出してもらいたい。水道管や施設、設備の更新費用は、当然、水道料金に含まれるものであるから、もっと長期的な、むしろ、何十年後には数億円いるから、今から少しずつ積立等も含めて料金を値上げしたいという気持ちを持たなければならない。安心安全な水の提供というのはこれから難しくなる。もう少し長期的な見直しの展望をもっと全面的に出してほしい。

会 長：答申は、最終的に長い文章になるが、最初に「はじめに」があって、次に答申の本体があり、その後付帯意見という三部構成となる。今のご意見は、「はじめに」という部分で、長期的な借金の返済とか、そういうところに対する考え方というのを見据えて今回の水道料金の値上げをしたということを書きと書く。答申の表記については、

次回、検討させていただくので、今のご意見を反映していただければと思う。これまで、水道も下水道も、突然国や県から予算が増えたので作っていいよと言われて作ったが、その改修や取替えをどうするのかあまり考えられてない。したがって、次の設備投資等にお金を貯めておくということができてなかった。今後は、突然お金を得て作るということができないかもしれない。それに向けてお金を貯める努力をしていかないといけない。今後を見据え、長期的な在り方をどうするのか、5年を超えた部分については、付帯意見も踏まえ、話を詰めていかないといけない。

委員：答申では、料金表をどれにするのかということではなく、あくまでも大きな考え方のみを提示していくことになるのか。

会長：今のところ、そのような方向でまとめていくが、何もなく議論したということにはできないので、料金表はこのように考えているということで参考資料として付けようと思う。

委員：逓増度について、「負担の公平性の確保」の観点、という説明があったが、確かに、こういう観点は答申の中に必要だと思うが、逓増度を3.33から3以下にするということが、直接、負担の公平性につながるのかということがあまり理解できていない。従量料金の幅が狭まるのが負担の公平性につながるということは理解できるが、その3という数字を下回ることが負担の公平性につながるのかどうか。水道料金において、逓増度が3を下回ることが全国的に公平を醸しているという見方があるのであればこれでいいが、3という数字にこだわって逓増度を下げることが公平性の観点と言い切れるのか疑問である。

会長：現行の従量料金の1 m³から10 m³までの区分の単価66円が極端に低いものなので、これを解消する表現の方法として逓増度を3以下とするという表現としている。もう少しいい表現があれば変えてもいいが、理想の料金表とのセットで示すことで、うまく表現できないかと考えている。

委員：1 m³から10 m³までの区分の単価と11 m³から20 m³までの区分の単価を縮めることが逓増度の低減につながるという形で表現したと理解していいか。

会長：その通り。

会長：答申については、先ほど事務局から説明していただいたような形で進めていきたいと思うが如何か。

事務局：今回示した答申案は素案段階であり、文章の表現の仕方とか、何を盛り込んだらいいのかということはまだ決まってない状態である。こんな感じだと示したものなので、これを見ていただいて、ご意見をいただきたい。先ほどの負担の公平性に関するところについても

他の表現方法があると思う。書きぶりも含め、次回の審議会で案を示させていただくが、その前に委員の皆さんから意見を伺いたい。

会 長：これから答申案を具体的に作成していくにあたり、このようなことを考えているが他に書くことはあるか、この辺の文章はもう少し変えた方がいいなど、ご意見等あれば伺って、答申案の作成に生かしていきたいと思うが如何か。

委 員：従量料金について、使用水量の少ないところから、単価が変わっていき、ある一定の大量に使用されるところから、単価が据え置きになる。ここについて、答申の中で触れておく必要はないのか。それに触れようとする、大口使用者に対して優遇してると言わざるを得ないと思うが、どうか。すべての使用区分でいくらかでも値上げになっていけばいいと思うが、答申で触れなくてもいいのか、少し気になっている。

事務局：従量料金の逡増度のところである程度説明できるかと思う。少量使用者の区分の単価を見直して、大量使用者の区分の単価の値上げがないということが、結果的に逡増度を抑えているということになっている。

委 員：資料6頁で、従量料金の1 m³から30m³までの料金改定は、31m³以上の使用者に対しても反映されると説明されたが、それが答えなのかと思う。大量使用者の区分の単価を変えなくても、少量使用者の区分の単価の値上げが大量使用者にもかかっている。

事務局：大量に使っていただく方も、少量使用の方も、少量使用の区分の値上げは同じ負担増になるということである。

会 長：この点について、以前の議論から、大量に使う人というのは、製造業やサービス業などであり、コロナ後の対策としても考えられるため、事務局とも相談して、書き方等を検討したい。

事務局：資料7頁の料金表について、答申の内容としては載せず、参考資料として載せるということではよろしいか。

会 長：それでいいと思う。

事務局：参考資料として載せるということであれば、何らかの数字を審議会で決めていただくことになる。資料7頁の4つの案、一番左側のCの3について、1 m³から10m³まで区分の単価と11m³から20m³までの区分の単価の差が、現行の料金単価と比べて多少縮まったといいながら、まだまだ差がある。これまでの審議内容からすると、もう少し差を縮める必要があると考えられる。一番右側のCの7となると、11m³から20m³までの区分の単価が現行の単価と比べて減額になる。以前の審議で、現行の単価よりマイナスとなるのはどうかという意見があった。そうすると、中の2つの案のどちらかになる。Cの6では平均改定率が17.3%を超えてしまうので、基本料金の単価を変

えないといけない。基本料金をCで決めたのだからということであれば、自ずとCの5になる。基本料金を多少調整してもいいということであれば、Cの6のパターンもあり得る。もちろん、ここに示している以外のパターンでも良いが、参考資料として審議会の考えを載せるということであれば、これと思うものを考えていただく方がありがたい。

会 長：審議会の答申案としては、従来通りの文章型でいく。そこに審議会で考えた料金表を参考資料として付けていく。その際に、Cの5でいくのか、Cの6でいくのかは、今までの議論からすると、Cの5かなと思う。Cの6の場合、平均改定率が高くなるので、基本料金をいじらないといけないという問題が発生する。一方で、Cの5の場合は、そのままいける。何かご意見があれば伺いたい。

委 員：参考資料として付けるという意味は、資料16頁によると、(1)はじめに、(2)答申、(3)付帯意見、その次に付けるのか。

会 長：その通り。

委 員：資料7頁でCの5、6、7の3つから選ぶのであれば、もちろんCの7はなく、Cの6は平均改定率が17.3を超えるので、Cの5が一番適当だと思う。現行単価と比較すると、66円が82.5円、132円が137.5円となり、1 m³から10 m³まで区分の単価と11 m³から20 m³までの区分の単価の差は狭まっているが、単価の改定率としては差がある。このあたりを気にしなくてもいいのか。

事務局：1 m³から10 m³まで区分の単価と11 m³から20 m³までの区分の単価の差を少なくしようとする、一番低い単価を上げてくるか、11 m³から20 m³までの単価を下げるしかないのか、そこは仕方ないと思う。

委 員：料金表について、参考資料としては、どこまで載せるのか。仮にCの5と決まった場合は、資料7頁の表をそのまま載せるのか。

事務局：以前の資料（第2回審議会）でも見ていただいた、水道料金の体系表を載せる。単価ごとの改定率は載せないことになるかと思う。

会 長：載せ方についても、意見があれば伺う。

事務局：用途は一般分しか審議いただいてないので、基本料金とその部分だけになろうかと思う。

委 員：資料7頁の表のようなものをそのまま載せるというのはどうか。

事務局：それでもいい。審議会で何を付けるのが望ましいか決めていただければ、それを審議会の意見として答申書に反映する。

委 員：議会に対して拘束力がないのであれば、これまでの意見をそのまま出しておいた方がいいのではないかと。分かりやすいものを出した方がいい。

会 長：先ほどの水道料金の体系表であれば、大事な情報が隠れているようにも感じられる。むしろ、現行の単価とCの5の形でまとめるなど、

情報をきちんと出していった方がいいように感じる。

事務局：事務局としては、審議会で審議いただいた内容を基本的に尊重して、内容に沿ったものを提案していくつもりである。審議会から市長への答申ということであり、市側に答申をいただくということであるので、中身は分かっており、広く理解いただくということを意識しなくてもいいのではと思う。

委員：市長のところで整理されて、議会に出されるということか。

事務局：その通り。事務局としては、答申を尊重し、それに基づいて、案を作る。

会長：あくまでも参考資料なので、これを見たらわかる、答申の補足説明のような資料にしたい。資料の付け方については、次回の審議会で、今回の審議会の内容を踏まえたものを事務局で作成いただき、このようにしたらいいという意見をいただいて、最終的に決めたい。参考資料に付ける料金表について、審議会の考え方をうまく反映しているものがCの5だと思う。こちらを原案とさせていただきたいと思うが如何か。事務局の方も大丈夫か。

事務局：大丈夫。

会長：Cの5のパターンを改定案の参考資料とさせていただく。実際に参考資料として付けていく料金表の表し方については、次回、ご意見賜われればと思う。

水道課から「付帯意見」について、資料に基づき説明。

(質疑)

会長：付帯意見も含め、答申について何かお気付きの点があれば、13日までに事務局にご意見を伝えていただければと思う。

会長：これをもって、2022年から2026年までの算定期間における水道料金、下水道使用料のあり方については、具体的な審議を終了する。次回、答申の具体的な仕上げをする。

5 今後の予定

事務局から、次回は9月16日（木）に開催、答申は9月30日（木）を予定していると説明。

6 閉会（15時00分）

坂本副会長あいさつ